

平成二十七年二月臨時会

平成 27 年 第 1 回

菊陽町議会 2 月臨時会会議録

平成 27 年 2 月 23 日

菊陽町議会会議録

熊本県菊陽町議会

第1回菊陽町議会2月臨時会会議録

平成27年2月23日（月）開会

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程

(平成27年第1回菊陽町議会2月臨時会)

平成27年2月23日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 町長提出議案第1号を議題

日程第5 町長の提案理由の説明

日程第6 議案第1号 菊陽町支所設置条例及び菊陽町町民センター設置条例の一部を改正する
条例の制定について

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 佐々木 理美子 君

2番 中 岡 敏 博 君

3番 野 田 恭 子 君

4番 吉 本 孝 寿 君

5番 吉 山 哲 也 君

6番 渡 邊 裕 之 君

7番 坂 本 秀 則 君

8番 石 原 武 義 君

9番 甲 斐 榮 治 君

10番 岩 下 和 高 君

11番 佐 藤 竜 巳 君

12番 福 島 知 雄 君

13番 川 俣 鐵 也 君

14番 加 藤 眞佐男 君

15番 上 田 茂 政 君

16番 小 林 久美子 君

17番 梅 田 清 明 君

18番 大 塚 昇 君

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣 野 豊 徳 君

書 記 山 野 光 子 君

書 記 増 永 純 一 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 三 雄 君

副 町 長 井 手 義 隆 君

教育次長 桐 陽 介 君

総 務 部 長 吉 野 邦 宏 君

福祉生活部長 實 取 初 雄 君

武蔵ヶ丘支所長兼
光の森町民センター
開設準備室長

渡 邊 幸 伸 君

産業建設部長 松 村 孝 雄 君

産業建設部審議員兼
商工振興課長

荒 木 一 雄 君

会計管理者兼
会計課長 大 川 由紀美 君

総 務 課 長 吉 川 義 則 君

総合政策課長 服部 誠也 君
 税務課長 阪本 章三 君
 福祉課長 西本 一浩 君
 健康・保険課長 佐藤 清孝 君
 環境生活課長 今村 敬士 君
 農政課長 志垣 敏夫 君
 都市計画課長 大山 陽祐 君
 総務課長補佐兼
 総務法制係長 中島 秀樹 君
 学務課長 松本 洋昭 君
 農業委員会事務局長 紫藤 広美 君

財政課長 阪本 浩徳 君
 人権教育・啓発課長 高木 定伸 君
 子育て支援課長 宮本 義雄 君
 介護保険課長 市原 憲吾 君
 町民課長 酒井 章彦 君
 建設課長 小野 秀幸 君
 下水道課長 士野 公典 君
 図書館長 山崎 謙三 君
 生涯学習課長兼
 中央公民館長 堀 行徳 君

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） ただいまから平成27年第1回菊陽町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（大塚 昇君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番佐々木理美子君、2番中岡敏博君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（大塚 昇君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日限りとする  
ことに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（大塚 昇君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、議席に配付のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 町長提出議案第1号を議題

○議長（大塚 昇君） 日程第4、町長提出議案第1号を議題とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 町長の提案理由の説明

○議長（大塚 昇君） 日程第5、ただいま議題としました議案に対する町長の提案理由の説明を
求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） おはようございます。

議員各位におかれましては、大変御多用の中、平成27年第1回臨時会ということでお集まり
いただきまして、ありがとうございます。

それでは、議案第1号について提案理由を申し上げます。

議案第1号は、菊陽町支所設置条例及び菊陽町町民センター設置条例の一部を改正する条例

の制定についてであります。

現在、準備を進めております菊陽町光の森町民センター、キャロップピアの開設に向け、菊陽町支所設置条例及び菊陽町町民センター設置条例を改正するものであります。あわせて、所要の改正を行うものであります。慎重に御審議の上、御承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚 昇君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第1号 菊陽町支所設置条例及び菊陽町町民センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大塚 昇君） 日程第6、議案第1号菊陽町支所設置条例及び菊陽町町民センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

総合政策課長、説明を求めます。

○総合政策課長（服部誠也君） おはようございます。

それでは、説明させていただきます。

議案第1号は、菊陽町支所設置条例及び菊陽町町民センター設置条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容は、現在オープンに向けて準備を進めております菊陽町光の森町民センター、愛称キャロップピアの開設に伴い、菊陽町支所設置条例及び菊陽町町民センター設置条例を改正し、あわせて所要の改正をするものであります。

議案書の1枚めくっていただきまして2枚目をお願いいたします。議案書にありますように、本則の中で第1条と第2条に分けております。本則の第1条は、地方自治法第155条第1項の規定により支所または出張所設置について、及び同条第2項の規定により支所または出張所の位置、名称及び所管区域について条例で定めており、その改正になります。

中ほどが本則の第2条になります。地方自治法第244条の2第1項の規定により、公の施設である菊陽町町民センターの設置及びその管理に関する事項を条例で定めており、その改正になります。

それでは、改正の内容につきましては参考資料の新旧対照表により説明をいたしますので、参考資料の次のページ、番号を振っておりますので、1ページを、横書きになりますけれども、おあげいただきたいと思っております。参考資料の1ページをおあげください。本則第1条の菊陽町支所設置条例の改正についてであります。まず、題名の「菊陽町支所設置条例」を「菊陽町役場出張所設置条例」に、また第1条及び第2条の表以外の文中、「支所」を「出張所」に改めるものでございます。支所と出張所の相違、違いにつきましては、支所が市町村内の特定区域を限り、主として市町村の事務の全般にわたって事務をつかさどる事務所を意味し、それに対しまして出張所は、住民の便宜のために役場まで出向かなくても済む程度の簡単な事務を

処理するために設置する、いわゆる役場の窓口の延長の事務所を意味し、現状の支所の実態が出張所であることから今回改めるものでございます。

第2条の表中、名称を「菊陽町武蔵ヶ丘支所」から「菊陽町役場西部支所」に、位置を「菊陽町武蔵ヶ丘三丁目50番1号」から「菊陽町光の森二丁目1番地1」に、所管区域を「菊陽町全域」に改めるものであります。名称につきましては、出張所であることから出張所の名称を用いることが適当と思われるかもしれませんが、昭和49年4月に武蔵ヶ丘支所を開設以来、約40年、住民の皆様には支所の名称で親しまれてきたことから、今回、支所の名称を残し、西部支所と改めるものです。次に、所管区域につきましては、役場本庁と支所をはじめとする出先機関につきましては既にネットワーク化されており、支所業務については町内全域対応できることから、今回、菊陽町全域と改め、住民サービスの向上を図るものです。

次に、2ページ、3ページをお開きいただき、2ページを御覧ください。本則第2条の菊陽町町民センター設置条例の改正についてであり、菊陽町光の森町民センターに関する改正が主でありまして、第2条の表中、名称の欄に「菊陽町光の森町民センター」を、位置の欄に「菊陽町光の森二丁目1番地1」を加えるものであります。

第3条は、各施設設置の根拠を定めているものであります。第2項は、三里木町民センターについての関連条項ですが、働く婦人の家の設置根拠である雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律が、平成7年法律第107号の改正により同法第30条が削除と改正されており、働く婦人の家に関する法的根拠条項がなくなっているため、今回の改正に合わせて改めるものであります。また、「三里木レクリエーション施設」を「スポーツレクリエーション施設（以下「レクリエーション施設」という。）」に改めるものですが、これまで同種の施設は三里木町民センターのテニスコートのみでありましたが、光の森町民センターに健康増進室を備えた体育館が設置されますので、これらをスポーツレクリエーション施設と定義づけるものであります。

次に、下の3ページを御覧ください。第3条に、第3項として菊陽町光の森町民センターを加える改正であります。第3項の表の施設名の欄に列挙していますように、光の森町民センターは菊陽町役場西部支所、菊陽町光の森子育て支援センター、菊陽町光の森地域センター、菊陽町光の森体育館と、4つの施設から成る複合施設であります。

次に、4ページ、5ページをお開きいただき、下の段の5ページを御覧ください。第5条はそれぞれの施設で行う事業を定めているものですが、第5条第5項の改正は先ほど説明しました第3条第2項の改正と関連するもので、各号列記以外の文中、「三里木レクリエーション施設（以下「レクリエーション施設」という。）」を「レクリエーション施設」に改め、第1号中、「テニス、ミニバレーボール及びゲートボール場」を「スポーツ及びレクリエーションの場」に改め、その用途を広く定めたものであります。

また、第5条に第6項として、「菊陽町光の森子育て支援センター（以下「子育て支援センター」という。）は、児童福祉法第6条の3第6項の規定に基づく事業を行う。」を加えるも

のであります。

次に、6ページ、7ページをお開きいただき、6ページを御覧ください。第6条は各施設の利用者の範囲を定めているものですが、第6条に、第6項として「子育て支援センターを利用できる者は、町内に居住する就学前児童及びその保護者とする。」を加えるものであります。

次に、下の段の7ページを御覧ください。第9条は各施設の使用料を定めているものですが、第6項を第7項に繰り下げ、新たに第6項として「子育て支援センターの使用料は、無料とする。」を加えるものであります。

次に、8ページ、9ページをお開きいただき、8ページを御覧ください。別表第2は、第9条第3項から委任された地域センターの使用料について定めているものであります。第1項は地域センター施設の使用料を定めるものですが、既存の施設の西部地域センター、三里木地域センターに加えて、光の森地域センターは会議室3室、談話室2室、和室2室、多目的室、調理室がありますので、それぞれ室ごとの使用料を定めるものです。なお、料金は、町内の各センターとの均衡を図り、設定しております。

次に、9ページを御覧ください。第2項は地域センター設備の使用料を定めるものですが、光の森地域センター会議室に音響設備と液晶プロジェクターを設置しますので、設備使用料を320円と定めるものです。なお、料金は、現在あります町民体育館音響設備料金に合わせております。

次に、10ページ、11ページをお開きいただき、10ページを御覧ください。別表第4は、第9条第5項から委任されたレクリエーション施設の使用料について定めているものであります。第1項はレクリエーション施設の施設使用料を定めるものですが、既存施設の三里木レクリエーション施設に加えて光の森体育館の施設使用料を定めるものです。なお、料金は、町内の町民体育館及び小・中学校体育館との均衡を図り、設定しております。また、三里木レクリエーション施設については平成3年度から供用開始していますが、ミニバレー及びゲートボールでの使用が近年全くないため、使用区分をテニスコートのみ一本化いたします。

次に、第2項はレクリエーション施設の照明使用料を定めるものですが、光の森体育館の照明の点灯区分に応じた料金を定めております。なお、料金は、町民体育館及び小・中学校体育館の電気料金に合わせております。

次に、下の11ページを御覧ください。第3項はレクリエーション施設の設備使用料を定めるものですが、健康増進室の健康器具、いわゆるトレーニング機器の使用料を定めるもので、1人1回200円、回数券の場合、2,000円で1回分のプレミアつきで11回使用できるようになっております。なお、町外の方は2倍料金とし、料金設定に当たっては近隣市町の類似施設の使用料金を参考に定めております。次に、光の森体育館の音響設備の使用料については、別表第2の光の森地域センター会議室の音響設備と同様に320円と定めるものです。

以上が本則分の改正であります。

すいません、参考資料の1枚前の、5枚目ですね、附則の部分にお戻りいただきたいと思い



ます。改正条例の附則になります。第1項に施行期日を本文とただし書きにより定めております。本文、いわゆる原則ですが、規則で定める日としております。現在、規則制定に向けて準備を進めていますが、準備ができ次第、施行日を定めて公布するところです。次に、ただし書き、いわゆる例外規定ですが、町民センター設置条例第3条第2項の改正規定中、働く婦人の家の設置根拠である「女性労働者等の福祉の増進を図り、地域における女性の福祉に関する事業を総合的に行う」に改める改正規定は、光の森町民センターの開設とは直接関係ありませんので、公布の日から施行するものです。

次に、附則第2項は準備行為に関する規定であります。光の森町民センターをオープンするに当たり、オープン前から使用の許可に係る申請書の作成など事前の準備が必要であるため、条例の施行前においても行うことができるという準備行為に関する規定を置くものであります。

以上で議案の説明を終わります。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第1号についてですけれども、光の森の施設ができることで非常に健康増進に向けての皆さんの期待とか子育てについての期待もたくさん聞きますが、この前武蔵ヶ丘団地周辺の地域にも説明があったということですが、特に今回武蔵ヶ丘支所が廃止になることによって、武蔵ヶ丘団地の方で高齢者の方で、年齢は手持ちの資料持ってないんですけども、かなり高齢者でひとり暮らしの方も多し、いろいろと支所から光の森にかかわることでの不便や困難さがあるのかなというふうに思いますが、そういう要望やそれへの対応はどういうふうにお答えされたのか、その点についてお尋ねします。

○議長（大塚 昇君） 武蔵ヶ丘支所長。

○武蔵ヶ丘支所長兼光の森町民センター開設準備室長（渡邊幸伸君） おはようございます。

ただいまの御質問にお答えいたします。

先日、支所管内の2つの校区につきまして町民説明会を行ったところでございます。まず、今の御質問ですけれども、今後支所がなくなって困るという方が必ず数名はいらっしゃるというふうに私どもも認識をしております。その中で、住民の方の御質問の中で、新支所までどうしても行けない人についてはどうするのかということ御質問がございました。支所におきましても、来所者への聞き取り調査におきまして、70歳以上の方の年間の来所者、回数につきましては大体年2回から3回、それから五、六回、7回以上というふうに結果が出ております。武蔵ヶ丘の1から6町内の県営住宅につきましては、毎年住民に向けて所得証明を、全世帯が対象になりますけれども、とりに来られます。こういう方々がいらっしゃって、どうしてもその中には来所が困難というふうに思われる方が、この聞き取り調査の中ではいらっしゃいませんで

したけども、全体の中にはいらっしゃるというふうに認識しております。

その対策の一つとしましては、菊陽町の社会福祉協議会の代行サービスの利用というのが1つ考えられます。このシステムについては、事前に申請書と委任状と証明書代をほっとステーションに申し込めば、ある程度の数をもとまった時点で支所まで証明書を代行でとりに来るサービスでございますけども、こういうことを、これをやっていきたいというふうに思っておりますので、社協と内容を今後詰めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

渡邊裕之君。

○6番（渡邊裕之君） 1点確認をいたします。

現在、今渡邊支所長答弁していただきましたけども、この施設が西部支所に移るということで、その役職名も支所長というふうになるかと思えます。この中で、職員は町民センター所長その他の職員を置くとなっております。もともと複合施設ということで、それぞれに役割が違うわけでありまして。その際に、支所長が全ての責任をおとりになるのか、それともそれぞれの子育て支援センターや地域センターにもそういう役職名という方がいらっしゃるのか、ここ確認ですけど、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） 職員体制のことも今の中にあつたかと思えますけれども、支所長になるかどうかというのはまた今後人事の方で詰められると思えます。内容につきましては、支所の方は西部支所の方に移りますけれども、あと体育館、それから地域センター、それと子育て支援センターでございますけれども、そういったところにつきましては現在委託で進めております。当然に全体的です、館全体、いわゆる光の森町民センター全体の責任と、それは支所長が持つというような形になると思えます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○6番（渡邊裕之君） 支所の責任者は支所長である。だから、センターの所長が兼ねるのか、それとも別個で置くのかどうかということです。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） 兼ねる形になると思えます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○9番（甲斐榮治君） 議案について3点、確認とお尋ねをしたいと思います。

1点目は、これは自明のことかもしれませんが、確認のためにお聞きをしておきたい。光の森の町民センターの中に新しい支所が、出張所というふうな、条例は出張所になりますが、支

所が開設をされますが、それとともに現武蔵ヶ丘支所は廃止をするというふうに理解していかということが一点です。明確にしたいという意味です。

それから2番目です。手順の問題について、12月の定例会で本日出ました条例については討論をする、審議をする予定であったところ、議長の方から、もう少し町民に対する説明等も、廃止であればですね、支所が廃止であればやっておいた方がいいのではないかという助言がありまして、執行部の方もそれを取り上げていただいて、先ほど説明が全協でありましたが、3回の説明会をなされておると。そのことについては私たち議会の意向もしんしゃくをしていただいて感謝をしておりますが、ただ私もその説明会に、12月議会の後の説明会に出席をいたしました。町民や区長、区長さんは知りませんが、町民の方からの意見が多種多様にわたって、なかなか短期間ではそれに対処できないという印象を持ちました。もう少し早くから説明会等についてはやって、そしてその対策を、できること、できないことあるかと思いますが、できるものは十分にとった上で議会に諮るという手順が望ましいかと思いますが、今後のこともありますので、その点について町長の御所見をお伺いしたい。

それからもう一点、説明会の段階で町民の方から質問が生まれて、それに対する答えとして、光の森の町民センターの地域センターの部分、それから体育館の使用料については無料にする方向というふうにとれるような発言があったかと思いますが、この議案書を見ますときちんと有料化されて、ほかの施設との均衡もとれておりますので、それはよいかと思いますが、もう一点、休日に開いてほしいという要望があって、これもその方向で努力したい旨の発言があったと私は記憶しております。先ほどの全協では今後というふうな答えであったかと思いますが、もう一度ここについて明確な、今後の方向等についてどうなるのか。休日に開けば、ほかの施設との関連も出てくるでしょうし、それから水光熱費あるいは人件費、いろんな対応が必要になると思いますので、その辺も含めて今後の対応をお伺いしたい。

以上、3点です。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） それでは、3つ質問のあったうちの1番と3番につきまして私の方から説明させていただきたいと思います。

まず、今回条例出しておりますけれども、武蔵ヶ丘支所が廃止になるのかというふうな御質問ですけれども、今回の議案を見ていただきますと分かるように、支所が移転という形になります。廃止であれば廃止条例というのを、やはり条例を上げるというふうになりますので、今回の条例を見ていただきますと分かるように、武蔵ヶ丘支所が西部支所に移転するという形になりますので。

それと、3番目の休日開館の件につきましては、今回の条例につきましては大枠的な部分を提案させていただいておりますけれども、現在、並行して規則の方、条例、施行規則の方も制定の準備を進めておりますけれども、その中で詳しくそういった開館日等も設ける予定でございます。今考えておりますのが、年末年始の休日以外につきましては開館の方で進めていると

というような状況でございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 2番の御質問、手順の問題ということでもありますけども、今回こういった説明をする中で、特に説明責任というのがありまして、町民の皆さんにどう知らせていくかということ是非常に難しいところがありまして、周知徹底、全体的にというのが非常に難しいところでもありますけども、いろんな方法、手段等を取りながら、そして呼びかけもしながら、実際説明会に来ていただくようなところもやったんですけども、結果的になかなかその辺の徹底ができずに参加者も少ないような状態だったところでもあります。この点につきましては、今後、今回のことも含めまして十分反省をしながら、これについてはできるだけの周知の方法をとっていきたいとは思っておりますけども、ただ非常に難しさもあるところでございます。そういうところを踏まえまして、今回の説明会の中で、中には同じ方が、説明会するときにも来られて、またほっとステーションの方にも来られて、いろいろ御意見、そして最後はよく理解していただいた場面もありますので、そういう実際に会っていく場が必要だなというのは感じたところでございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○9番（甲斐榮治君） 今のことに関連ですけれども、町民に対する説明会するときですけれども、呼びかけられた対象が武蔵ヶ丘7町内、8町内から西側ですね。基本的に武蔵ヶ丘北小学校区と武蔵ヶ丘小学校区ですね、そこに呼びかけをしていらっしゃるんですけども、この議案書からも分かりますように、これは結構なことですが、対象地域として全域と、町全域というふうになってます。これは大変結構なことだと思います。とするならば、その前に説明会をするときに余り縛りをかけずに、町民全体の施設であるならば町民全体に呼びかけるというふうにしていただきましたかと思いますが、その辺についてはいかがですか。

○議長（大塚 昇君） 武蔵ヶ丘支所長。

○武蔵ヶ丘支所長兼光の森町民センター開設準備室長（渡邊幸伸君） ただいまの御質問にお答えいたします。

確かに、お声かけした範囲が武小校区と武北小校区でございました。そのときに、光の森校区につきましては、浅はかな考えなんですけども、近くになるから、まずは遠くになられる方を対象にというふうなことでお呼びいたしました。4回目の区長会における光の森の区長さんから確かに御指摘がございました、我々に対しても一言声をかけてくれないかということですね。そのときは、確かにそういうことでしたので、おわび申し上げました。今後につきましては、広く呼びかけをしなくてはいけないなというふうに反省しておるところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） ただいまの質問に直接関係するかどうか分かりませんが、

オープンに向けて、先ほど言いました体育館、それから地域センター等につきましては、これは有料施設になりますけれども、町民の皆さんに開放するところでございます。現在、先ほど全員協議会の中でも申し上げましたが、30日のオープンは今計画しておりますけれども、その前に、そういった地域センターあるいは体育館を使われる方に対しまして、広報の中で28日の土曜日、それと30日の月曜日に、使い方、それから今後の予約の仕方についての施設利用者の説明会を予定しておりますので、そういった形でまた住民の皆さん方には説明をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

これで平成27年第1回菊陽町臨時議会を閉会します。

御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前10時36分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

平成 年 月 日

菊陽町議会議長 大塚 昇

菊陽町議会議員 佐々木 理美子

菊陽町議会議員 中岡 敏博

菊陽町議会会議録
平成27年第1回2月臨時会

平成27年2月発行

発行人 菊陽町議会議長 大塚 昇

編集人 菊陽町議会事務局長 廣野 豊徳

印刷 株式会社 きょうせい九州支社

電話 (092) 831-0700 (代表)

~~~~~  
菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800

電話 (代) (096) 232-2111

議会事務局TEL (096) 232-4919